

## 島根大学しまね地域資料リポジトリ運用要項

(平成28年9月1日附属図書館長決裁)

[令和元年5月28日一部改正]

### (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）におけるしまね地域資料リポジトリ（以下「地域リポジトリ」という。）の運用に関し必要な事項を定め、地域リポジトリを活用した本学の地域志向型教育及び研究並びに市民の生涯学習及び島根県外からの島根県に関する情報活用を支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地域リポジトリ 島根県内の地方公共団体、教育機関、研究機関、特定非営利活動法人、営利企業その他の各種団体（以下「各種団体」という。）が作成する資料を電子的な形態により永続的に蓄積・保存し、インターネットを介して学内外に公開するシステムをいう。
- 二 コンテンツ 地域リポジトリを利用して公開することを目的としてデジタル化された資料をいう。
- 三 コンテンツ登録者 地域リポジトリにコンテンツを登録する者をいう。
- 四 コンテンツ利用者 地域リポジトリに登録されたコンテンツを利用する者をいう。

### (登録対象資料)

第3条 地域リポジトリに登録できる資料は、各種団体が作成する資料のうち、第1条の目的を満たすもの（以下「登録対象資料」という。）とする。ただし、次の各号に掲げるものは地域リポジトリに登録できない。

- 一 法令及び公序良俗に反するもの
- 二 第8条第2項に規定する許諾が得られない著作物が含まれるもの
- 三 販売促進等営利を追求することを主たる目的とするもの
- 四 布教活動又は団体への加入を勧誘することを主たる目的とするもの
- 五 その他島根大学附属図書館長（以下「館長」という。）が不適切と判断するもの

### (コンテンツ登録者の認定)

第4条 地域リポジトリを利用して資料を公開することができる者は、登録対象資料の作成団体とする。

2 地域リポジトリを利用して資料を公開しようとする者（以下「申請者」という。）は、しまね地域資料リポジトリ登録ID申請書（別紙様式1-1。以下「申請書」という。）を館長に提出し、館長からしまね地域資料リポジトリ登録ID承認書（別紙様式1-2）によるコンテンツ登録者の認定を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、コンテンツ登録者の認定を承認しないことがある。

- 一 申請者が過去に本要項に反する行為を行っている場合
- 二 申請書に虚偽の記載があった場合
- 三 申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団）、暴力団関係企業その他の反社会的勢力と認められる場合
- 四 その他館長が不適当と認めた場合

3 館長は、コンテンツ登録者に対して、地域リポジトリでコンテンツを登録・公開するための、登録ID及びパスワードを交付する。

(登録ID及びパスワードの管理責任)

第5条 コンテンツ登録者は、交付を受けた登録ID及びパスワードの使用及び管理について的一切の責任を負うものとする。

(変更及び中止の届出)

第6条 コンテンツ登録者は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、速やかに本学に届け出るものとする。

- 一 申請書の記載事項に変更が生じたとき
- 二 コンテンツの登録を中止するとき

(コンテンツ登録者の認定取り消し)

第7条 館長は、コンテンツ登録者が本要項の規定に違反したときは、コンテンツ登録者の認定を取り消すことがある。

(著作権)

第8条 地域リポジトリに登録されたコンテンツの著作権は、第11条第1号に規定するパブリックドメインの利用条件を付与されたコンテンツを除き、著作者の元に留保される。

2 コンテンツ登録者は、コンテンツの登録及び公開にあたって、事前に著作者に対して次の各号に掲げる事項について許諾を得るものとする。

- 一 著作物をデジタル化すること。
- 二 サーバに電子的に複製し、保存すること。
- 三 インターネットを利用して、公衆送信すること。
- 四 保存及び可読性維持のために保存媒体へ複製及び媒体変換を行うこと。

3 コンテンツ登録者は、コンテンツ利用者がコンテンツを再配布、転載、改変その他の二次利用(以下「二次利用」という。)を行なう場合の利用条件として、事前に著作者と協議して、第11条第1号から第8号までに規定する利用条件を決定するものとする。

(経費)

第9条 資料のデジタル化に係る経費は、コンテンツ登録者の負担とする。

2 地域リポジトリにおける当該コンテンツの運用に係る経費は島根大学附属図書館(以下「図書館」という。)の負担とする。

(コンテンツの登録と公開)

第10条 地域リポジトリへのコンテンツの登録及び公開は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- 一 コンテンツ登録者が自らコンテンツの登録及び公開作業を行う。
- 二 図書館の地域リポジトリのシステムを管理する者(以下「図書館システム管理者」という。)が代行して登録及び公開作業を行う。

2 前項第2号による場合は、コンテンツ登録者は、しまね地域資料リポジトリコンテンツ代行登録及び代行公開申請書(別紙様式2-1)に登録を希望する資料を添えて登録及び公開作業を館長に依頼し、館長からしまね地域資料リポジトリコンテンツ代行登録及び代行公開承認書(別紙様式2-2)による承認を受けるものとする。

(利用条件の付与)

第11条 コンテンツ登録者は、コンテンツ利用者がコンテンツの二次利用を行なう場合の利用条件として、次の各号のいずれかの条件をコンテンツごとに付与するものとする。

- 一 パブリックドメイン (二次利用にあたっては、許可を要しない)
- 二 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 (著作者のクレジットを表示することを条件に、営利及び非営利目的での二次利用が可能)
- 三 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示・継承 4.0 (著作者のクレジットを表示し、営利及び非営利目的で改変を行った場合に、元の作品と同じ利用条件で公開することを条件とする)
- 四 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示・改変禁止 4.0 (著作者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを条件に、営利及び非営利目的での再配布、転載が可能)
- 五 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示・非営利 4.0 (著作者のクレジットを表示し、非営利目的での二次的利用が可能)
- 六 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示・非営利・継承 4.0 (著作者のクレジットを表示し、非営利目的で改変を行った場合に、元の作品と同じ利用条件で公開することを条件とする)
- 七 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示・非営利・改変禁止 4.0 (著作者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを条件に、非営利目的での再配布、転載が可能)
- 八 要許可 (二次利用にあたっては、許可を要する)

2 前条第1項第2号に規定する図書館システム管理者がコンテンツを代行登録及び代行公開する場合、コンテンツ登録者は、あらかじめ、別紙様式2-1により利用条件を指定するものとする。

(公開されたコンテンツの削除)

第12条 公開されたコンテンツは原則として削除できない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、館長が認めた場合は、削除することができる。

- 一 第10条第1項第1号に規定するコンテンツ登録者による公開後、公開されたコンテンツが第3条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- 二 コンテンツ登録者が理由を付して削除の申し出を行ったとき。

(改版の登録)

第13条 登録されているコンテンツの内容が改訂されたときは、旧版は削除せず、新たに改訂版を登録するものとする。

(責任)

第14条 公開されたコンテンツの内容に関する責任は、著作者が負うものとする。

2 コンテンツの公開に関する責任は、コンテンツ登録者が負うものとする。

(二次利用及びクレジットの表示)

第15条 コンテンツ利用者がコンテンツを二次利用するにあたっては、コンテンツに付与された利用条件に従って利用するものとし、次の各号に掲げる方法によりクレジットを表示するものとする。

- 一 改変しない場合 出典：[コンテンツのタイトル]，[著者・編者]
- 二 改変する場合 この作品は次のコンテンツを利用して作成しました： [コンテンツのタイ

トル], [著者・編者]

三 改変する場合で元の作品の利用条件を継承する場合（第11条第1項第3号及び第6号）前号の表示に加えて、元の作品のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示

（個人情報の取り扱い）

第16条 国立大学法人島根大学個人情報取扱規則（平成17年島大規則第25号）第11条に基づき、第4条第2項及び第10条第2項の規定により個人情報を取得する際には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

2 館長は、前項により取得した個人情報を、あらかじめ明示した目的の範囲内で使用するものとする。

（システムの変更）

第17条 本学は、事前の予告なく地域リポジトリのシステムの機能及びサービスの内容等を変更することがある。

（サービスの一時的な中断）

第18条 本学は、システムの保守、通信回線の不具合、停電、火災、地震又は洪水等により地域リポジトリのサービスの提供ができなくなった場合には、一時的にサービスを中断することがある。

（サービスの中止）

第19条 本学は、地域リポジトリのサービスの全部又は一部の提供を中止することがある。この場合、本学は事前にコンテンツ登録者及びコンテンツ利用者に対して通知するものとする。

（免責）

第20条 本学は、地域リポジトリの利用により発生した利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む。）及び第三者の損害に対しいかなる責任も負わないものとする。

2 本学は、システムの変更、サービスの一時的な中断及び中止によって、地域リポジトリのサービスを利用できなくなったことにより発生したコンテンツ利用者又は第三者が被った損害について、理由を問わずいかなる責任も負わないものとする。

（協議）

第21条 地域リポジトリの利用に関して、利用者と本学の間で紛争が生じた場合は、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。

附 則

この要項は、平成28年9月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年5月28日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

島根大学附属図書館長 殿

## しまね地域資料リポジトリ登録 ID 申請書

私は、しまね地域資料リポジトリの目的に賛同し、コンテンツ登録者の認定をうけたいので、しまね地域資料リポジトリ運用要項第 4 条第 2 項により、次のとおり登録 ID の交付を申請します。

所属機関・部課名		
代表者職・氏名	印	
*代表メールアドレス		
担当者氏名・連絡先	氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-MAIL	
備 考		

\*代表メールアドレスが登録 ID となりますので、参加機関の代表アドレスをご記入ください。

※記入していただいた個人情報は、地域リポジトリを運用する目的で使用します。取得した個人情報をこの目的以外のために使用し、又は第三者に提供することはありません。

## (職員使用欄)

上記のとおり申請がありましたので、別紙承認書のとおり許可してよろしいか伺います。

館長	部長	課長	課長補佐	GL	企画整備グループ

別紙様式 1 - 2 (第 4 条関係)

令和 年 月 日

(申請者) 殿

しまね地域資料リポジトリ登録 I D 承認書

令和 年 月 日付で申請がありましたしまね地域資料リポジトリ登録 I D の申請については、コンテンツ登録者として認定しますので、次のおとり登録 I D を交付します。

交付アカウント	登録 I D	
	パスワード	

島根大学附属図書館長 殿

## しまね地域資料リポジトリコンテンツ代行登録及び代行公開申請書

私は、しまね地域資料リポジトリ運用要項第 10 条第 2 項により、登録を希望する資料を添えて、次のとおりコンテンツの代行登録及び代行公開を申請します。

所属機関・部課名			
登録 ID			
代行登録及び代行公開を希望する資料名			*利用条件
担当者氏名・連絡先	氏名		
	TEL		FAX
	E-MAIL		
備考			

\*登録を希望する資料が複数ある場合は、継続用紙を使用すること。

\*利用条件欄は、次の a~h の中から該当する記号を記入

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの詳細は、<http://creativecommons.jp/> を参照

- パブリックドメイン (利用にあたって許可を要しない)
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 (原作者のクレジットを表示することを条件に、営利及び非営利目的での改変等の二次的利用が可能)
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示・継承 4.0 (原作者のクレジットを表示し、営利及び非営利目的での改変等を行った場合に、元の作品と同じ利用条件で公開することを条件とする)
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示・改変禁止 4.0 (原作者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを条件に、営利及び非営利目的での利用が可能)
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示・非営利 4.0 (原作者のクレジットを表示し、非営利目的での改変等の二次的利用が可能)
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示・非営利・継承 4.0 (非営利目的での改変等を行った場合に、元の作品と同じ利用条件で公開することを条件とする)
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示・非営利・改変禁止 4.0 (原作者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを条件に、非営利目的での利用が可能)
- 要許可 (利用にあたっては、許可を要する)

※記入していただいた個人情報は、地域リポジトリを運用する目的で使用します。取得した個人情報をこの目的以外のために使用し、又は第三者に提供することはありません。

(職員使用欄)

上記のとおり申請がありましたので、別紙承認書のとおり許可してよろしいか伺います。

館長	部長	課長	課長補佐	GL	企画整備グループ

コンテンツ代行登録及び代行公開申請書（継続用紙）

代行登録及び代行公開を希望する資料名		利用条件
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

令和 年 月 日

(申請者) 殿

島根大学附属図書館長

しまね地域資料リポジトリコンテンツ代行登録及び代行公開承認書

令和 年 月 日付で申請がありましたしまね地域資料リポジトリコンテンツ代行登録及び代行公開については、次のとおり承認します。

代行登録及び代行公開を希望する資料名		利用条件
1		
2		
3		
4		
5		